平成 25 年 5 月 29 日

各　　位

会 社 名　ＵＬＳグループ株式会社
代表者名　代表取締役社長　漆原　茂
（JASDAQ・コード 3798）
問合せ先
役 職 ・ 氏 名　財務経理担当取締役　高橋敬一
電話 03－6220－1416

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成25年6月27日（木）開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 提案の理由

当社は、平成 19 年 11 月 27 日付けで全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成 25 年 5 月 29 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日（火）を効力発生日として、当社の株式 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び第 8 条（単元株式数）の新設を行う旨の決議をいたしました。（本件株式の分割の実施及び単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変動はありません。）

上記の変更に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　　更　　案
第1条～第8条　（条文省略）	第1条～第8条　（現行どおり）
(新設)	（単元未満株式についての権利） 第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利

現　行　定　款	変　　更　　案
	(2)　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第9条～第52条　(条文省略)	第10条～第53条　(現行どおり)
附則 第1条　第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日に効力を発生するものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。	附則 第1条　第6条の変更、第8条及び第9条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日に効力を発生するものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。

※　上記表中、左欄「現行定款」には、本日開催の当社取締役会で承認され平成 25 年 10 月 1 日効力発生予定の変更定款の内容（詳細は、本日開示しております「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。）を記載しております。

3. 日程

株主総会開催日	平成25年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	
・附則の変更	平成25年6月27日（予定）
・変更案第9条の新設	平成25年10月1日（予定）

以上